

令和3年度白鷹町農業再生協議会担い手農業者育成支援事業実施要綱

第1 趣旨

農業が将来にわたり持続可能な産業であり続けるためには、担い手農業者を地域及び町農業の中心的な役割を担う経営体として育成していくことが必要である。本事業は、担い手農業者が有する個別の経営課題に対処し、担い手農業者個々の経営管理能力又は技能の向上に向けた研修等の学習活動（以下「研修活動」という。）を支援することを目的とする。

第2 対象者

本事業の対象者は、次の農業者とする。

- (1) 認定新規就農者
- (2) 認定農業者（従業員等を含む。）
- (3) 実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者
- (4) 特に白鷹町農業再生協議会会長（以下「会長」という。）が認めたもの

第3 事業の内容

本事業では、次の研修活動に係る費用を支援する。

- (1) 資格習得費用支援
農作業機械等の運転に必要な免許資格等の習得費用
- (2) 専門講習受講費用支援
経理・税務・技術等の専門的な講習会などの受講費用（ただし、交通費等は除く。）
- (3) 全国大会参加費用支援
全国的規模の研修会又は大会等に町あるいは地域を代表して参加する場合の参加費用（ただし、交通費等は除く。）
- (4) その他 費用支援
農業者の育成に必要と会長が特に認めた研修等に係る費用

第4 事業の実施

第3に定める研修活動を行う者（以下「事業実施主体」という。）は、別に定める担い手農業者育成支援事業実施計画書を作成し、会長に提出するものとする。

第5 補助

- 1 会長は、事業実施主体から第4の担い手農業者育成支援事業実施計画書が提出されたときはその内容を審査し、適正と認められる場合は、事業実施主体に対し研修活動に係る費用の一部を補助するものとする。
- 2 本事業の補助額は、あらかじめ研修等を主催する民間企業等から徴した見積り等から定めるものとし、その額については別に定めるものとする。
- 3 会長は、事業実施主体が研修活動に関連して開催される懇親会等に出席しなければ

ならないと認められる場合は、その費用の一部を補助することができる。

第6 指導

会長は、本事業が円滑かつ的確に実施されるよう、関係機関と連携しながら、事業実施主体に対する必要な助言、指導等を行うものとする。

第7 その他

この事業の実施について必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、会長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する